

# 事業主の皆様へ

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます  
～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が**100人**を超える事業主が対象になります～

平成20年に障害者雇用促進法改正法(※)が成立し、障害者雇用納付金制度の対象事業主が**段階的に拡大**されています。

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

## 改正の目的

中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、地域の身近な雇用の場である中小企業の障害者雇用の促進を図る必要がある。

適用対象になる  
と

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、納付金の納付が必要となります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度(27年4月～28年3月)の途中に事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

## 今後のスケジュール

	平成25年4月 ～平成26年3月	平成26年4月 ～平成27年3月	平成27年4月 ～平成28年3月	平成28年4月～
適用対象となる 事業主の範囲				申告・納付 開始
	常時雇用する労働者数が 200人を超える事業主		常時雇用する労働者数が 100人を超える事業主	



障害者雇用の取組み等、早めの準備をお願いいたします。  
障害者雇用の取組みについてのお問い合わせ先については、裏面をご確認ください。

## 障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

### ◆障害者雇用納付金制度の概要

#### 納付金の徴収

1人当たり月額50,000円(注)

常時雇用する労働者数が**200人**を超える事業主は、

- **納付金の申告が必要**  
※法定雇用率(2.0%)を達成している場合も申告が必要です
- 雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は、**申告とともに納付金の納付が必要**

独立行政法人  
高齢・障害・求職者  
雇用支援機構

平成27年4月から  
100人になります。

#### 調整金の支給

1人当たり月額27,000円

常時雇用する労働者数が**200人**(※)を超え、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

#### 報奨金の支給

1人当たり月額21,000円

常時雇用する労働者数が**200人**(※)以下で、雇用障害者数が一定数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

#### 在宅就業障害者特例調整金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した納付金申告対象事業主に対し、支払い総額に応じた額を、申請に基づき支給

#### 在宅就業障害者特例報奨金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した報奨金支給申請対象事業主に対し、支払い総額に応じた額を、申請に基づき支給

#### 各種助成金の支給

障害者を雇い入れたり、雇用を継続するために職場環境の整備等を行う事業主に対し、申請に基づき費用の一部を助成

法定雇用障害者数を下回っている事業主

法定雇用障害者数を超過している事業主

法定雇用障害者数

納付金

雇用している身体障害者、知的障害者、精神障害者の数

調整金

(※)平成27年4月から「100人」となります。

(注)

- 常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
  - 常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 納付金の額が**1人当たり月額「5万円」から「4万円」**に減額されます。

### お問い合わせ先

- 障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。
  - ・ 管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。
- 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい
  - ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧ください。
  - ・ 最寄りの高齢・障害者雇用支援センターにお問合せください。  
※ 高齢・障害者雇用支援センターは、障害者職業センターの一部門です。
- 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい
  - ・ 最寄りの障害者職業センターにお問合せください。  
※ 障害者雇用を検討しておられる事業主や、すでに障害者を雇用しておられる事業主の支援ニーズに応じて、採用計画立案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行っています。